厚木税務署からのお知らせ ～確定申告会場の開設日程～

期間 2月16日(月)～3月16日(月)（土・日曜、祝日を除く。ただし、3月1日(日)は相模原税務署において相談・受付を行います。相模原税務署の駐車場はご利用できませんので、お車での来場はご遠慮ください。）

時間【受付】８時30分～16時　【相談】９時～17時

問 厚木税務署☎221-3261(代)　〒243-8577 厚木市水引1-10-7（郵送提出の場合の送付先）

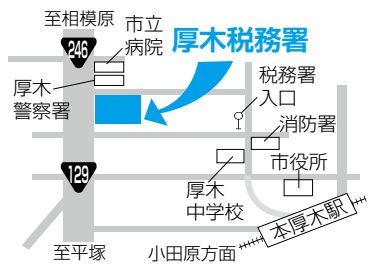

令和７年分の確定申告は事前のマイナポータル連携で簡単に！

◇書かない確定申告～マイナポータル連携により自動入力～

○　**マイナポータル連携を利用する方が増えています！**
　マイナポータル連携とは、所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括で取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能で、確定申告書の作成が非常にスムーズになります。

○　**マイナポータル連携にはこんなメリット！**
・医療費の領収書等の収集や集計が不要
・確定申告書の該当項目へ自動入力
・書類の管理・保管が不要
※マイナポータル連携の利用には事前準備が必要です。

作成コーナー

マイナポータル連携の詳細はこちら

◆厚木税務署「確定申告会場」へ来場される方◆

◇ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます

○　持ち物　①マイナンバーカード、②マイナンバーカード発行時にご自身で設定したパスワード２種類（利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書）、③スマートフォン④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

◇確定申告会場への入場には、LINEによるオンライン事前予約が必要です

○　国税庁LINEアカウントを友達追加して事前予約ができます。当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが無くなり次第終了となりますので、LINEによる事前予約をご利用ください。

◇マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

○　有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続き等のご利用ができません。特に確定申告期は、市町村の更新窓口の混雑が予想されますので、お早目に更新手続きをお願いします。

○　マイナンバーカードのパスワードをお忘れの場合は再設定を行う必要があります。

国税局LINE公式アカウントの友だち追加はこちらから

◇１月５日（月）～２月13日（金）に厚木税務署での相談を希望される方へ

○　来署しての相談を希望される場合、LINEによるオンライン事前予約又は電話による事前予約が必要です。当日の入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

◇その他

○　厚木税務署の駐車場は非常に狭あいのため、駐車台数に限りがあります。確定申告期間中、駐車場が満車の場合の入庫待ちはできませんので、お車での来場はご遠慮ください。

○　自宅からスマホで確定申告書を作成・提出する場合は作成コーナーをご利用ください！

◇税理士による無料申告相談会 ～申告書を作成できます～

月　日	会　場	時　間
１月28日(水) 29日(木) 30日(金)	愛川町文化会館 ３階大会議室	受　付 ９:00～15:00
２月５日(木) ６日(金)	厚木市文化会館 ４階集会室Ａ・Ｂ （共催：厚木市）	相　談 ９:30～16:00

○　①事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和６年分の所得金額が300万円以下の方の所得税と個人消費税②年金受給者及び給与所得者の所得税の申告書を作成できます（土地、建物及び株式などの譲渡所得や先物取引、住宅借入金等特別控除初年度、贈与税・相続税の申告や相談などを除きます）。

○　１月13日（火）からオンラインによる事前申込を受け付けています。詳細は以下の事前申込サイトを参照してください。
　なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

○　オンライン事前申込サイトの操作方法についてのお問合せはコールセンター（☎０５０－１７９２－４６００）へ。

○　当日入場整理券の配付は８時30分から先着順になります。

無料申告相談専用 LINE事前申込

Web事前申込
https://coubic.com/tochi115/booking_pages

〔事前申込の締切日〕
愛川会場: １月25日(日)
厚木会場: ２月２日(月)

※ LINEの名称は、LINEヤフー株式会社の商標または登録商標です。

●確定申告書第二表は市民税・県民税の計算に影響しますので記入後は確認を●

確定申告書第二表記入箇所の例

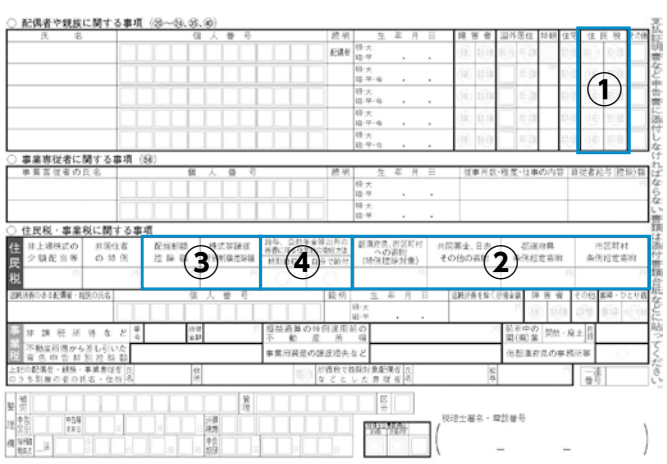

確定申告書第二表の「配偶者や親族に関する事項」、「住民税に関する事項」欄の記載に不備があると、市民税・県民税の計算に影響しますので、ご注意ください。

①同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族

該当する方がいる場合は、「配偶者や親族に関する事項」に氏名、生年月日等を記入していただき、住民税の「同一」や「16」の欄に○を記入します。

②寄附金税額控除

市民税・県民税で控除対象となる寄附金（ふるさと納税など）を申告する場合は、寄附金額を記入します。

③配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額

配当所得や株式等譲渡所得を申告し、特別徴収された県民税（配当割、株式等譲渡割）がある場合は、その金額を「配当割額控除額」「株式等譲渡所得割額控除額」欄にそれぞれ記入します。

④給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外の所得に対する住民税は、徴収方法を選択できます。給与から差し引きを希望する場合は「特別徴収」欄に○を記入。納付書で納付を希望する場合には、「自分で納付」に○を記入。選択がないと、原則、全額特別徴収となります。